

別表(第8条関係) 処分基準表

違反項目	水道法 根拠条文	出雲市指定給水装置工事 事業者規程		違反内容	処分
		第8条	関係条項		
指定要件違反	第25条の11 第1項第1号	第2号	第5条第1号	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し
			第5条第2号	2. 国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し
			第5条第3号 ア	3. 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。	指定取消し
			第5条第3号 イ	4. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定取消し
			第5条第3号 ウ	5. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
			第5条第3号 エ	6. 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
			第5条第3号 オ	7. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。	指定取消し又は 指定停止6月以下
				①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	
				②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	指定停止6月以下
				③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定停止3月以下
				④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し又は被害を与えたとき。	指定停止6月以下
				⑤研修機会の確保をしなかったとき。	指定停止3月以下
				⑥管理者の承認を受けずに工事を施行したとき又は工事完成後、管理者の検査を受けなかったとき。	指定停止6月以下
				⑦その他の違反行為	指定停止6月以下
			第5条第3号 カ	8. 法人であつて、その役員のうちに3. から7. までに該当する者がいることが判明したとき。	3. から7. に準ずる
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第25条の11 第1項第2号	第4号	第12条	1. 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定取消し
				2. 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定停止3月以下
届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	第3号	第7条	1. 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し
				2. 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し
事業の運営基準違反	第25条の11 第1項第4号	第5号	第13条第1号	1. 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	指定停止6月以下
			第13条第2号	2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定停止1月以下
			第13条第3号	3. 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定停止6月以下
			第13条第5号 ア	4. 水道法施行令第6条（給水装置の構造及び材質の基準）に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定停止6月以下
			第13条第5号 イ	5. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定停止3月以下
			第13条第6号	6. 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定停止3月以下

違反項目	水道法 根拠条文	出雲市指定給水装置工事 事業者規程		違反内容	処分
		第 8 条	関係条項		
工事施行に関する義務違反	第 25 条の 11				
	第 1 項第 5 号	第 6 号	第 16 条	1. 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定停止 3 月以下
	第 1 項第 6 号	第 7 号	第 17 条	2. 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定停止 3 月以下
	第 1 項第 7 号	第 8 号		3. 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定停止 6 月以下
不正申請	第 25 条の 11 第 1 項第 8 号	第 1 号	第 4 条第 1 項	1. 不正の手段により指定工事業者として指定を受けたとき。	指定取消し

【備考】

1. 処分等の決定に当たっては、違反を確認した日前 3 年間に行った処分等(指定停止期間の全部又は一部が当該 3 年間に含まれる指定停止処分を含む。)を前歴として取り扱う。
2. 指定停止期間中に給水装置工事を施行した場合は、直ちに指定を取り消す。